

猪名川町消防本部障害者活躍推進計画

| | |
|--------------------------|---|
| 機関名 | 猪名川町消防本部 |
| 任命権者 | 猪名川町消防長 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） |
| 猪名川町消防本部における障害者雇用に関する課題 | 猪名川町消防本部においては、消防吏員（除外職員）のみで構成されているため障害者に限定した募集・採用は行っていないが、障害者の雇用に努めるとともに、障害者である職員の活躍のために、働きやすい職場環境づくりや体制整備を進めることが必要である。 |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | （各年度）実雇用率が当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理 |
| ②定着に関する目標 | 不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、定着状況を把握・進捗管理 |
| 取組内容 | |
| ①障害者の活躍を推進する体制整備 | ○障害者雇用推進者として消防本部課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を消防本部総務担当に設置し、相談者の意向を踏まえ、必要に応じて産業医、所属長等との連携を図る。 ○担当者に関連する研修を受講させる。 |
| ②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。 ○所属長との人事評価面談を行う際、業務の状況などを確認し、必要に応じて検討を行う。 |
| ③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。 ○新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○各種休暇の利用を促進する。 |

| | |
|------|---|
| | <p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練などを受講しやすい体制とする。</p> <p>○必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> |
| ④その他 | <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> |